

特別職非常勤職員（東京都防災顧問（火山））募集要項

項 目	内 容
職名	東京都防災顧問（火山）
任用根拠	地方公務員法第3条第3項第3号に基づく特別職非常勤職員
募集人数	1名
任用期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、 <u>期間を定めた任用であり、令和8年4月1日以降の任用を保障するものではありません。</u>
勤務態様	必要な現地調査、協議会等への出席のほか、知事又はその補助職員から要請があった場合に勤務するものとする。
職務内容	東京都防災顧問（火山）は、以下の業務を行う。 ① 長期的、総合的な火山防災対策についての調査研究及び助言 ② 火山活動の状況を把握するために必要な調査研究及び助言 ③ 都が火山防災対策のために設置する協議会等での助言 ④ その他火山防災についての専門的な調査研究
応募資格・求められる能力	次の要件を満たすこと。 ① 火山防災に関して高い見識を有し、第3条に掲げる職務を十分に遂行できると認められる者 ② 大学の教授又はそれに準ずる者
休暇等	（有給） 年次有給休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇 （無給） 妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護休暇、生理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業 ※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与
報酬額	日額 26,200円（予定） 通勤手当相当額を別途支給（上限 2,600円/日） ※ 原則として月の1日から末日までの期間分を翌月の15日に口座振込により支給 ※ 年度途中で報酬等が増額又は減額改定される場合あり
社会保険	東京都職員共済組合（短期給付及び福祉事業を適用）、厚生年金保険、雇用保険へ加入

	<p>※ 一定の要件を満たす場合</p>
<p>応募方法等</p>	<p>「特別職非常勤職員申込書」(別紙第 1 号様式) 及び職務経歴書(様式任意)に必要事項を記入し、返信用封筒(長形 3 号、切手貼付) 1 通を同封の上、次のとおり郵送してください。</p> <p>なお、応募書類は選考及び合否の連絡等、採用に関する業務にのみ使用し、他の目的には使用しません。また、応募書類は返却しませんので、予めご了承ください。</p> <p>(1) 申込期間 令和 7 年 2 月 5 日(水曜日) まで(必着)</p> <p>(2) 郵送先 〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎 11 階 東京都総務局総合防災部防災計画課 菊川・中西</p> <p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「特別職非常勤職員申込書」(別紙第 1 号様式) 上部の「整理番号」欄は空欄のままとし、「職名」欄は「東京都防災顧問(火山)」と記載してください。 ・返信用封筒に合否通知の郵送先の住所・氏名を記入し、110 円分の切手を貼付してください。 ・一次選考として書類審査を行い、二次選考として面接を行います。 ・面接を行う場合は 2 月上中旬のいずれか 1 日を予定しています。 <p>※一次選考通過の方へ S0031505(at)section.metro.tokyo.jp よりメールでご連絡を行う場合があります。迷惑メール等に分類されないよう、当庁ドメイン『section.metro.tokyo.jp』を受信リストに加えていただきますよう、お願い申し上げます。 ((at)には@が入ります。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選考経過及び結果に関する問合せには、一切応じません。
<p>問合せ</p>	<p>総務局総合防災部防災計画課 菊川・中西 (直通電話: 03-5320-7892)</p>